

第1 総則

1 趣旨

- (1) この要領は、被留置者の護送について、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 留置施設管理運営規程（平成19年兵庫県警察本部訓令第13号。以下「管理運営規程」という。）に定めるところによる定義規定は、この要領において適用する。

2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 護送 送致、勾留請求、検察官の取調べ（以下「検事調べ」という。）、公判出廷、移送、被留置者を同行して行う搜索等の捜査活動（以下「引き当たり捜査」という。）等のために、被留置者を留置施設から他の施設又は場所に移すことをいう。
- (2) 被護送者 護送の対象となる被留置者をいう。
- (3) 護送員 護送に従事する警察職員をいう。
- (4) 護送責任者 護送について責任を負う護送員をいう。
- (5) 戒護員 護送中における被護送者の戒護及び処遇を行う護送員をいう。
- (6) 車両運転員 護送中における車両の運転及び被護送者の戒護を行う護送員をいう。
- (7) 戒護補助者 被護送者が女性である場合において、戒護員として女性に従事させることができないときに、戒護員の補助として護送中における被護送者の戒護及び処遇を行う女性の護送員をいう。
- (8) 戒護専従員 他の者に優先して戒護員の任務に当たる者をいう。
- (9) 指定戒護員 護送責任者若しくは車両運転員の任務に当たり、又は戒護専従員が戒護員の任務に当たることができないときに戒護員の任務に当たる者をいう。
- (10) サンドイッチ態勢 被護送者の逃走防止を図るため、車両等に乗車する場合に、被護送者の左右両側を護送員で挟み込むように乗車する態勢をいう。

第2 護送の種別

1 個別護送

留置業務管理者が、護送計画を策定し、警察車両（警察車両により行うことができないやむを得ない事由がある場合にあっては、徒歩又は公共交通機関）により、個別に行う護送をいう。

2 集中護送

総務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）が、護送計画を策定し、管理運用する護送用の警察車両（以下「護送車両」という。）により、集中護送の対象とする留置施設（以下「集中護送対象留置施設」という。）及び関係機関を巡回して、集中的に運用を行う護送をいう。

第3 護送における責任

1 個別護送における責任

個別護送における被護送者の戒護及び処遇の責任は、当該被護送者を留置している留置業務管理者が負うものとする。ただし、委託留置（管理運営規程第30条第1項の規定により他の留置施設に委託して行う留置をいう。以下同じ。）に係る被留置者の護送にあつては、委託所属（被留置者の留置を他の留置施設に委託した所属をいう。）の長（以下「委託所属長」という。）についても、その責任を負うものとする。

2 集中護送における責任

集中護送における被護送者の戒護及び処遇の責任は、留置管理課長が負うものとする。

第4 個別護送

1 個別護送における体制

(1) 留置業務管理者は、個別護送を行うときは、次に掲げる体制を執らなければならない。

ア 警察車両により行うときは、護送員として、車両運転員のほか、被護送者1人に対して、護送責任者と戒護員を充てる。

イ やむを得ない事由により、徒歩又は公共交通機関により行うときは、前記アに掲げる護送員のうち、車両運転員に替えて、戒護員を充て、体制を強化しなければならない。

(2) 留置業務管理者は、被護送者の特性、護送の目的、護送先、護送経路その他の状況により、被護送者の戒護を強化する必要があると認めるときは、戒護員を増員して、体制を強化しなければならない。

(3) 留置業務管理者は、委託留置に係る被留置者の個別護送を行うため、前記(1)又は(2)の規定に基づく体制を執るに当たっては、護送員の差出しを、委託所属長に要請することができる。

2 戒護専従員等の指定

(1) 留置管理課長、犯罪の捜査を主管する警察本部の所属の長及び警察署長（以下「留置管理課長等」という。）は、あらかじめ次のいずれにも該当する警察官のうちから、戒護専従員及び指定戒護員を指定しておくものとする。

ア 2年以内に戒護員として必要な知識及び技能に関する教養を受講していること。

イ 柔剣道いずれかの段位を有すること。

ウ 責任感がおう盛で、体力気力が充実していること。

エ 護送業務の適性を有すること。

オ 採用時教養（採用時教養実施要領（平成20年兵警教例規甲第24号）第2の1に規定する採用時教養をいう。）を修了していること。

(2) 留置管理課長等は、戒護専従員及び指定戒護員を指定したときは、総務部長が定めるところにより、総務部長に報告（総務部留置管理課（以下「留置管理課」という。）企画指導係経由。以下同じ。）しなければならない。

- (3) 前記(1)のアの教養の実施要領は、別に定める。

3 護送員の指名

- (1) 留置主任官は、護送の都度、次に掲げる要領により、護送員を指名しなければならない。

ア 護送責任者

護送責任者は、次に掲げる順位により、指名する。

- (7) 第1順位 被護送者に係る事件捜査を担当する課以外の巡査部長以上の階級にある
指定戒護員

- (イ) 第2順位 被護送者に係る事件捜査を担当する係以外の巡査部長以上の階級にある
指定戒護員

イ 戒護員

- (7) 戒護員は、次に掲げる順位により、指名する。

- a 第1順位 戒護専従員又は日勤勤務の看守勤務員

- b 第2順位 被護送者に係る事件捜査を担当する課以外の指定戒護員

- c 第3順位 被護送者に係る事件捜査を担当する係以外の指定戒護員

- (イ) 前記1の規定により、体制を強化するため、複数の戒護員を指名するときは、護送中における被護送者の腰縄を把持して、戒護及び処遇を直接行う者を、あらかじめ戒護員のうちから1人指名するものとする。

ウ 車両運転員

車両運転員は、被護送者に係る事件捜査を担当しない指定戒護員のうちから指名する。
ただし、引き当たり捜査に伴う護送を行うときは、4に規定する捜査員を指名することができる。

エ 戒護補助者

戒護補助者は、管理運営規程第23条第2項の規定により指定した留置業務を補助する者のうちから指名する。

- (2) 留置主任官は、前記(1)の場合において、その護送が特異被留置者（疾病のため特別要注意者に指定している被留置者であって、処遇上特別な措置等が必要でない認められるものを除く。）であり、戒護員として戒護専従員又は日勤勤務の看守勤務員を指名することができないときは、自らが護送責任者として従事し、又は職務代行者若しくは職務補助者を護送責任者若しくは戒護員に指名しなければならない。

4 引き当たり捜査に伴う護送

留置主任官及び捜査主任官は、引き当たり捜査に伴う護送を行うときは、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 留置主任官及び捜査主任官は、あらかじめ護送の体制について、協議するものとする。

- (2) 捜査主任官は、前記(1)の協議に基づき、引き当たり捜査における捜査員を[]指名するものとする。ただし、引き当たり捜査のうち、被護送者を降車させないで行う現場の確認については、捜査員の指名を[]とすることができる。

- (3) 捜査主任官は、引き当たり捜査における捜査責任者及び捜査員を指名するときは、次に掲げるところによるものとする。

ア 捜査責任者

- (7) 捜査員のうち、巡査部長以上の階級にある警察官1人(捜査員が1人であるときは、当該捜査員)を、捜査責任者とすること。
- (イ) 護送責任者及び戒護員とは、兼ねさせないこと。

イ 捜査員

護送責任者及び戒護員とは、兼ねさせないこと。

5 個別護送の実施要領

(1) 護送計画の策定

ア 護送の要請

- (7) 捜査主任官は、捜査上、被留置者の護送を行う必要があるときは、あらかじめ護送要請計画書(様式第1号)により、留置主任官に、護送の要請を行うものとする。
- (イ) 捜査主任官は、捜査上、被留置者の護送を行うときは、捜査責任者に対して、あらかじめ護送要請計画書により、適正捜査に関する事項及び被護送者の逃走等の事故防止上の留意事項を具体的に指示するものとする。
- (ウ) 委託所属長は、委託留置に係る被留置者の護送を行うときは、あらかじめ護送要請計画書により、受託留置施設の留置業務管理者に、護送の要請を行うものとする。この場合においては、要請に先立ち、ファクシミリにより、当該要請の内容を当該留置業務管理者に通知しておくものとする。

イ 護送計画の立案

留置主任官は、被留置者の護送を行う必要があると認めたとき、及び前記アの(7)の規定により、護送の要請を受けたときは、護送要請計画書により、護送計画を立案しなければならない。

ウ 立案上の留意事項

留置主任官は、護送計画を立案するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (7) 護送の日時、目的、護送先、護送経路等護送の実施に関する事項
- (イ) 被護送者の人数、性別、特性、特異動静等被護送者に関する事項
- (ウ) 護送員の人員、編成、任務分担等護送の体制に関する事項
- (エ) その他被護送者の戒護及び処遇を行うために必要な事項

(2) 護送の方法

留置業務管理者は、被護送者を護送するときは、女性と男性、少年と成人を、それぞれ分離して、護送するものとする。

(3) 護送実施前における措置

ア 護送員に対する指示の徹底等

(7) 留置主任官は、被護送者を護送するときは、あらかじめ次に掲げる措置を執るものとする。

a 護送員に対して、申告を行わせるとともに、護送計画に基づき、被護送者の適正な処遇及び事故防止について、具体的な指示を徹底すること。

b 車両の出発に立ち会い、サンドイッチ態勢、手錠及び腰縄の使用状況等の適否を確認すること。

(イ) 留置業務管理者又は留置施設を置く所属の次席、副署長若しくは次長（これらの者が留置主任官である所属にあっては、職務代行者）は、被護送者を護送する場合において、留置主任官が不在であるときは、前記(7)のa及びbに掲げる措置を執るものとする。

(ウ) 委託所属の留置主任官（留置主任官を置かない所属にあっては、当該所属の次席、副隊長又は副署長）は、受託所属に護送員を派遣するときは、護送員に対して、あらかじめ護送要請計画書により、護送の目的、護送先等に応じた指示を徹底するものとする。

イ 拘置所等への連絡

留置業務管理者は、被留置者を拘置所、少年鑑別所その他の関係機関に移送することが決定したときは、移送先の処遇に資するため、被留置者の健康状態、診療状況等について、拘置所等移送時引継書（様式第2号）を作成し、速やかにファクシミリにより、当該施設に連絡するものとする。拘置所等移送時引継書の記載内容に変更が生じたときも、同様とする。

(4) 護送中における計画の変更

護送責任者は、護送中において、護送計画を変更する必要があると認めたときは、留置業務管理者の承認を受けなければならない。

(5) 護送中における食事の支給要領等

留置業務管理者は、護送中において、被護送者に食事を支給するときは、次に掲げる要領により、食事を調達し、留置施設等警察関係施設において、支給しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、護送先又は護送経路において、食事の調達ができないときは、あらかじめ指定した業者が調製する食事を携行し、支給することができる。

ア 県内護送の場合

あらかじめ護送先の留置業務管理者に対して、護送要請計画書により、食事の調達を依頼し、当該留置業務管理者が指定した業者が調製する食事を支給すること。

イ 県外護送の場合

護送経路において、食事を購入し、支給すること。この場合において、食事の購入は、戒護員（前記3の(1)のイの(イ)に規定する場合にあっては、当該規定により指名した戒護及び処遇を直接行う戒護員に限る。）以外の護送員が行うこと。

(6) 食事支給時における遵守事項

護送員は、被護送者に対して、食事を支給するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 食事中における手錠の緩和は、 、腰縄は、(10)のアに規定する要領により、確実に把持すること。

イ 被護送者に支給する食事について、あらかじめ竹くし、つまようじ等のえん下、自傷等に使用されるおそれのある物の有無を点検すること。

ウ 食事を支給する場所について、あらかじめ戒護上、支障のある物の有無を点検すること。

(7) 護送中における留置施設等の使用

ア 使用の要請

留置業務管理者は、前記(5)の規定による食事の支給その他の理由により他の留置施設等を使用する必要があるときは、あらかじめ護送要請計画書により、当該留置施設等を管理する留置業務管理者等の承認を得るものとする。この場合において、他の都道府県警察の留置施設等の使用に係る承認については、留置管理課長に要請（留置管理課企画指導係経由）するものとする。

イ 使用上の遵守事項

護送員は、前記アの規定により承認を得て留置施設等を使用するときは、当該留置施設等を管理する留置業務管理者等の指示に従わなければならない。

(8) 護送中における他の都道府県警察に対する委託留置

留置業務管理者は、引き当たり捜査に伴う護送中において、被護送者を他の都道府県警察に委託留置するときは、あらかじめ護送要請計画書により、受託留置施設に関する当該都道府県警察との調整について、留置管理課長に要請（留置管理課企画指導係経由）するものとする。

(9) 護送終了時の措置

ア 帰着の連絡

護送責任者は、車両による護送を終えて被護送者を留置している留置施設に帰るときは、留置施設への到着予定時刻について、あらかじめ留置主任官に連絡するものとする。道路交通状況その他の事由により、連絡した到着予定時刻が変更になるときも、同様とする。

イ 降車時の警戒

留置主任官は、前記アの規定による連絡を受けたときは、車両の到着予定時刻前に、あらかじめ車両の到着場所に警察官を配置して、被護送者の逃走防止のための警戒態勢を執るものとする。

(10) 護送実施上の遵守事項

護送員は、被護送者を護送するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 被護送者に対しては、留置施設に備え付けられている腰縄付き手錠を、次に掲げる要

領により、使用すること。

(7) 腰縄を被護送者の腰部に結束して固定すること。

(i) 戒護員が腰縄の末端の輪差に自己の手首を通して締め付けた上、その腰縄を手首に2回以上巻き付けて長さを調節して、把持すること。

イ 護送中は、手錠覆い等により手錠を覆うなど、被護送者の人権保護に配慮すること。

なお、車両に乗車中であっては、被護送者の人権に配慮しつつ、手錠覆いを外して、手錠の使用状況を確認すること。

ウ 護送中は、被護送者に対して、戒具を確実に使用し、被護送者、捜査員等から戒具の緩和を求められても、応じないこと。

エ 車両、船舶等による護送を行うときは、あらかじめ座席周辺において、戒護上、支障のあるものの有無を点検すること。

オ 被護送者を車両、船舶等から乗降させるときは、戒具の再点検を行った上、護送責任者及び戒護員が乗降口に位置して警戒するとともに、戒護員、被護送者、護送責任者の順に乗車し、又は護送責任者、被護送者、戒護員の順に降車し、逃走及び自傷事故防止の措置を確実に執ること。

カ 車両による護送を行うときは、前記オの乗車の順によるサンドイッチ態勢を執り、車両運転員がドアロック、チャイルドロック等を施すなど、被護送者の逃走防止の措置を確実に執ること。

なお、車両運転員は、車両を発進させるまで、車両のエンジンキーを携帯しておくこと。

キ 車両による護送を行う場合において、夜間に、又はトンネル内を通行するときは、室内灯を点灯するなど、特に被護送者の動静監視を徹底すること。

ク 徒歩による護送を行うときは、

ケ 公共交通機関による護送を行うときは、あらかじめ当該交通機関の乗務員等に対して、協力を要請するなど、関係者との連携を図ること。

コ 護送中における被護送者の用便は、やむを得ない場合を除き、警察施設において行わせること。

サ 用便中における手錠の緩和は、腰縄は、前記アに規定する要領により、確実に把持するとともに、便所のドアを完全に閉めさせないこと。

シ 護送中は、面会、差し入れ及び自弁購入をさせないこと。

第5 集中護送

1 集中護送運用責任者

(1) 神戸地方検察庁、神戸地方検察庁尼崎支部及び神戸地方検察庁姫路支部の警察官詰所(以下「詰所」という。)に、集中護送運用責任者を置く。

(2) 集中護送運用責任者は、留置管理課長が指定する警部の階級にある警察官をもって充て

る。

- (3) 集中護送運用責任者は、集中護送対象留置施設の留置業務管理者（以下「集中護送対象施設管理者」という。）と連絡調整を図り、集中護送の適正な運用を行う。

2 集中護送における体制

留置管理課長は、集中護送を行うときは、護送車両1台につき、護送責任者、車両運転員及び被護送者の戒護を行うために必要な戒護員を充てなければならない。

3 集中護送の補助

留置管理課長は、集中護送による被護送者の人数、特性、事件の性質等やむを得ない事由があるときは、被護送者を留置している集中護送対象施設管理者と協議の上、当該集中護送対象施設管理者が指定する戒護専従員又は指定戒護員を護送員として、集中護送の補助を行わせることができる。

4 集中護送対象留置施設等

集中護送対象留置施設及び巡回経路については、総務部長が別に定める。

5 集中護送の実施要領

(1) 集中護送の要請

集中護送対象施設管理者は、集中護送を要請するときは、原則として護送予定日の前日の午後4時まで、前日が県の休日であるときは、護送当日の午前7時まで、次に掲げる事項を明らかにして、集中護送等要請書（様式第3号）でファクシミリにより、留置管理課長に要請（留置管理課護送第一係から護送第三係まで経由）しなければならない。

ア 護送の目的

イ 罪名

ウ 留置種別

エ 被護送者の氏名、年齢及び性別

オ 特性及び特異動静

カ 共犯者の有無

キ 逮捕時間

ク その他被護送者の処遇及び事故防止上、参考となる事項

(2) 運行計画の策定等

留置管理課長は、集中護送対象施設管理者から集中護送の要請があったときは、運行計画を策定して、当該集中護送対象施設管理者に通報するものとする。

(3) 集中護送の対象外

留置業務管理者は、被護送者が次に掲げる者に該当するときは、個別護送によらなければならない。

ア 精神錯乱、薬物中毒等により、凶暴性がある者又は自傷他害のおそれがある者

イ 共犯関係で通謀のおそれがある者

ウ 重度の身体障害者又は疾病者

エ その他留置管理課長が集中護送によることが適切でないと認めた者

(4) 集中護送の中止

留置管理課長は、次に掲げるときは、集中護送対象施設管理者に通報の上、集中護送を中止することができる。

ア 突発事案、交通事故その他の事由により、護送の体制が執れず、護送車両が運行できないとき。

イ 取調べ等の遅延、疾病その他の事由により、集中護送によることができないとき。

ウ その他留置管理課長が集中護送によることが適切でないと認めたとき。

(5) 被護送者の引継要領

集中護送対象施設管理者は、集中護送における被護送者の引継ぎを行うときは、次に掲げる要領によるものとする。

ア 被護送者の引継ぎは、被護送者・書類引継書（様式第4号）により、行わなければならない。

イ 被護送者の引継ぎに当たる要員は、被護送者1人に対して■を充てるものとし、被護送者が1人増すごとに、■の要員を充て、体制を強化するものとする。

(6) 捜査関係書類等の引継要領

ア 集中護送対象施設管理者は、集中護送に当たっては、当該被護送者に係る次に掲げる捜査関係書類等を、被護送者・書類引継書により、留置管理課長に引き継ぐものとする。

(7) 送致書等の捜査関係書類

(イ) 拘置所等移送時引継書等の護送関係書類

(ウ) その他留置管理課長が必要と認めたもの

イ 集中護送対象施設管理者は、あらかじめ捜査関係書類を区分して、被護送者ごとに取りまとめて、引き継ぐものとする。

第6 集中管理

1 集中管理の運用

(1) 留置管理課長は、個別護送及び集中護送により、護送された被護送者を、同行室（詰所に設置された被護送者を収容するための施設をいう。以下同じ。）に収容して、戒護及び処遇を行い、当該被護送者に係る勾留請求、検事調べ、公判出廷、移送等に伴う連行及び監視を行う。

(2) 集中管理の運用時間は、月曜日から金曜日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。

2 集中管理運用責任者

(1) 詰所に、集中管理運用責任者を置く。

(2) 集中管理運用責任者は、留置管理課長が指定する警部の階級にある警察官をもって充てる。

(3) 集中管理運用責任者は、集中管理の適正な運用及び検察庁、裁判所その他の関係機関と

の連絡調整を行う。

3 集中管理の要請

- (1) 留置業務管理者は、個別護送による被護送者の集中管理を要請するときは、前記第5の5の(1)の規定に準じて、行うものとする。
- (2) 留置管理課長は、個別護送による被護送者が、前記第5の5の(3)に掲げる者に該当するときは、集中管理を行わないことができる。

4 集中管理の補助

留置管理課長は、個別護送による被護送者を集中管理する場合において、集中管理の体制上、必要があると認めるときは、前記3の規定により、集中管理を要請した留置業務管理者と協議の上、個別護送の護送員に、集中管理の補助を行わせることができる。

5 個別護送による被護送者の集中管理への引継要領

留置業務管理者は、集中管理を行うために、被護送者を詰所に個別護送したときは、次に掲げる要領により、引継ぎを行うものとする。

- (1) 被護送者及び関係書類を、被護送者・書類引継書により、確実に引継ぎを行うこと。
- (2) 被護送者の引継ぎは、逃走等を防止するため、同行室前において、留置管理課員及び個別護送の戒護員が立ち会い、確実に行うこと。
- (3) 被護送者の身体検査は、同行室内への危険物等の持込みを防止するため、同行室収容前に、留置管理課員（被護送者が女性である場合にあっては、留置管理課員との連携により女性の戒護員又は戒護補助者）が確実に行うこと。

6 食事の支給

詰所における被護送者の食事（昼食に限る。）は、留置管理課長が支給するものとする。

第7 関係機関への護送時における措置

1 護送責任者の措置

護送責任者は、被護送者を検察庁、裁判所、拘置所その他の関係機関に護送したときは、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 被護送者及び当該被護送者に係る捜査関係書類、拘置所等移送時引継書等を、確実に引き継ぐこと。
- (2) 被護送者について、勾留状又は移送指揮書が発せられたときは、速やかに執行し、指定された場所に護送すること。
- (3) 被護送者について、次に掲げる決定等があったときは、直ちに留置主任官に報告すること。

ア 釈放の指揮があったとき。

イ 勾留請求の却下があったとき。

ウ 略式命令の告知があったとき。

エ 公訴棄却の判決及び決定又は有罪（刑の執行猶予が言い渡された場合を含む。）、無罪、刑の免除及び免訴の判決があったとき。

オ 検察官預かり（検察官が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第205条の規定による措置を執るまでの間、留置施設に当該被疑者を留置するよう指示することをいう。）の指揮があったとき。

カ その他検察官又は裁判官から指示があったとき。

2 留置主任官の措置

留置主任官は、前記1の(3)の報告を受けたときは、速やかにその旨を留置業務管理者に報告するとともに、捜査主任官と連携を図り、護送責任者に必要な指揮を行わなければならない。

第8 護送中における事件事故発生時の措置

1 護送責任者の措置

護送責任者は、護送中において、被護送者に係る事件事故が発生したときは、直ちに留置主任官に報告するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

2 留置主任官の措置

留置主任官は、前記1の報告を受けたときは、護送責任者に事案の内容に応じた措置を執るよう指示し、直ちに留置業務管理者に報告しなければならない。

第9 指導教養の実施

1 留置管理課長等は、年間教養計画を策定し、所属職員に対して、護送業務に関する事項について、計画的に指導教養を行わなければならない。

2 留置管理課長等は、年間教養計画を策定したときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

第10 関係所属の連携

関係所属長は、被護送者の事故防止及び護送業務の適正な運用について、相互に連携を図らなければならない。

(表)

様式第1号 (第4の5の(1)のアの(7)関係)

護 送 要 請 計 画 書

留置業務 管理者	副署長 又は次席	副署(次)長 兼留置主任官	留置主任官	委託 所属	署(課)長	副署長 又は次席	副署(次)長 兼留置主任官	留置主任官
護送要請者	要請 月日	月 日	所属		☐ 捜査主任官 ☐ 留置主任官	階級 氏名	電話	㊦
護送計画者	計画 月日	月 日	所属		☐ 留置主任官 ☐ 職務代行者	階級 氏名	電話	㊦
護 送 予 定 等	護送予定日時 (出入場)	年 月 日 (曜日)			午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで			
	護送の目的	☐ 送致 ☐ 勾留請求 ☐ 検事調べ ☐ 公判出廷 ☐ 移送 ☐ 診療 ☐ 取調べ ☐ 引き当たり捜査 (☐ 被害確認 ☐ 検証 ☐ 実況見分 ☐ 捜索 ☐ その他 ()) ☐ その他 ()						
	護送先・経路	☐ 裏面のとおり						
	被 護 送 者	罪 名	(手口)			☐ 勾留前 ☐ 勾留後 ☐ 被告人 ☐ その他 ()		
		フリガナ	国 籍	年齢	性別			
		氏 名	歳	男・女	()			
		携行品	☐ 無 ☐ 有 ()					
使用車両	車名 () 登録番号 () 乗車人員 (人)							
連絡方法	☐ 無線 (呼称) ☐ 携帯電話 (番号)							
護 送 体 制	護 送 員	所 属	係(指名区分)	階級等	氏 名	年齢	性別	備 考
	護送責任者		A・B・C・D			歳	男・女	
	戒 護 員		A・B・C・D			歳	男・女	
	車両運転員		A・B・C・D・E			歳	男・女	
	戒護補助者					歳	女	
						歳	男・女	
捜 査 体 制	捜査責任者					歳	男・女	
	捜 査 員					歳	男・女	
							歳	男・女
使用車両	☐ 護送車両に同乗 ☐ その他の車両 (登録番号)							
護 送 計 画 者 による指示事項						護 送 責 任 者 確 認 署 名		
☐ 捜査主任官 ☐ 留置主任官 による指示事項						☐ 捜査責任者 ☐ 護送責任者 確 認 署 名		
被留置者出入場時間	出場時間	午前・後 時 分			入場時間	午前・後 時 分		

注 1 太線内は、護送要請者が記載すること。

2 被留置者を委託留置した場合の捜査主任官又は留置主任官による指示事項は、被留置者を捜査活動で護送する場合には捜査主任官が、捜査活動以外で被留置者を護送する場合には留置主任官が記載すること。

3 ☐については、該当する項目に「レ」を付し、又はその項目を塗りつぶすこと。

4 護送責任者、戒護員及び車両運転員の「係」欄については、係名を記載した上該当する指名区分を、次により「○」で囲むこと (A：戒護専従員、B：看守勤務員、C：被護送者に係る事件捜査を担当する課以外の者、D：被護送者に係る事件捜査を担当する係以外の者、E：その他)。

(裏)

護 送 先 ・ 経 路 等

出発・到着 予定時間	距 離 (km)	立寄場所及び主要通過地点	連絡	用件、被護送者との 関連、現場での行動等	降車	留置主任官 による変更・追記
発 :						
着 :						
発 :						
着 :						
発 :						
着 :						
発 :						
着 :						
発 :						
着 :						
発 :						
着 :						
発 :						
着 :						確認印
発 :						
トイレ休憩場所 ☐ 要 ☐ 否		食事場所 ☐ 要 ☐ 否		食事 ☐ 依頼食 ☐ 現場購入 ☐ 携行食		
護送出発後 の変更	計画変更要請者	要 請 時 間 ・ 内 容				承認者
	留 置 側					
	捜 査 側					

〇〇〇〇〇〇長 殿

〇〇〇〇〇〇長

印

拘置所等移送時引継書

フリガナ			☐ 男	生年	大正・昭和・平成	西暦
氏名			☐ 女	月日	年 月 日	生
罪名			受刑身分の有無		☐ 無し ☐ 有り ()	
共犯	☐ 無し ☐ 有り (氏名:)		収容場所:)		暴力団関係	
	(氏名:)		収容場所:)		☐ 無し ☐ 有り	
健康状態	☐ 良好 ☐ 病弱 () ☐ 外傷 ()					
病歴	☐ 無し ☐ 有り (☐ 入院歴有り ☐ 通院歴有り)					
診療状況	診療日: 年 月 日 病院名: Ⅷ 傷病名: 医師名:					
投薬状況	☐ 無し ☐ 有り (薬品名:) 投薬時期: ☐ 食前 ☐ 食後 ☐ 食間 ☐ 就寝前 ☐ とん服 睡眠剤服用: ☐ 無し ☐ 有り (☐ 毎日 ☐ その他:) 薬の携帯: ☐ 無し ☐ 有り 薬の説明書: ☐ 無し ☐ 有り					
薬物等の使用状況	☐ 無し ☐ 有り (種類: ☐ 覚せい剤 ☐ 麻薬 ☐ シンナー ☐ アルコール ☐ その他:)					喫煙 ☐ 無し ☐ 有り
自殺	☐ 無し ☐ おそれ有り ☐ 企図歴有り (時期: 方法:)					
暴行・他害	☐ 無し ☐ おそれ有り ☐ 実行歴有り (時期: 内容:)					
逃走	☐ 無し ☐ おそれ有り ☐ 企図歴有り (時期: 方法:)					
食欲	☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 拒食歴有り (時期: 回数: 理由:)					
特異動静等	☐ 無し ☐ 異物えん下 ☐ 幻聴・幻覚 ☐ けいれん等発作 ☐ 身体不調の訴え ☐ 反抗的態度 ☐ 自傷 ☐ 絶食 ☐ 過度 (不当) 要求 ☐ 戒具使用 ☐ 保護室収容 ☐ 反則行為措置 ☐ 危険物隠匿 ☐ その他 () ※ 具体的状況 []					
公判状況	☐ 未定 ☐ 有り (第 回 月 日 午前・午後 時 分) 高等・地方・簡易・家庭 (裁判所) 号法廷 召喚状: ☐ 無し ☐ 有り 公判前整理手続: ☐ 無し ☐ 有り 期日間整理手続: ☐ 無し ☐ 有り ☐ 判決宣告済み (年 月 日 午前・午後 時 分 判決言渡し) 高等・地方・簡易・家庭 (裁判所) 号法廷 判決後の対応: ☐ 上訴 ☐ 上訴権放棄					
接見等禁止	☐ 無し ☐ 有り (期間 まで)		未開封信書		☐ 無し ☐ 有り (通)	
外国人関係	国籍		言語			
	日本語	☐ 話せる ☐ 片言 ☐ 話せない	日本食	☐ 可 ☐ 不可 (可能食:)		
	通訳	☐ 必要 ☐ 不要 ☐ 不明	宗教			
	配意事項					
参考事項						

注1 記載欄が不足する時は、任意の別紙に記載 (共犯は、把握している全員の氏名を書くこと。) すること。

2 投薬の説明書があるときは、写しを引き継ぐこと。

様式第3号（第5の5の(1)関係）

集中護送等要請書

護送実施日（ 月 日 曜日）

（ 留置施設）

区分	留置施設 (送致所属)	護送目的	罪 名	留置種別	留置 番号	氏 名	年 齢	性 別	昼 食	特留 指定	共 犯	逮捕日時	備 考
集中 個別 収容	()	送致・勾留請求 検事調べ・移送 公判出廷・その他 ()		勾留前・勾留後 被告人・その他 ()				男 ・ 女	要 ・ 否	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日 時 分	
集中 個別 収容	()	送致・勾留請求 検事調べ・移送 公判出廷・その他 ()		勾留前・勾留後 被告人・その他 ()				男 ・ 女	要 ・ 否	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日 時 分	
集中 個別 収容	()	送致・勾留請求 検事調べ・移送 公判出廷・その他 ()		勾留前・勾留後 被告人・その他 ()				男 ・ 女	要 ・ 否	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日 時 分	
集中 個別 収容	()	送致・勾留請求 検事調べ・移送 公判出廷・その他 ()		勾留前・勾留後 被告人・その他 ()				男 ・ 女	要 ・ 否	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日 時 分	
集中 個別 収容	()	送致・勾留請求 検事調べ・移送 公判出廷・その他 ()		勾留前・勾留後 被告人・その他 ()				男 ・ 女	要 ・ 否	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日 時 分	
集中 個別 収容	()	送致・勾留請求 検事調べ・移送 公判出廷・その他 ()		勾留前・勾留後 被告人・その他 ()				男 ・ 女	要 ・ 否	有 ・ 無	有 ・ 無	月 日 時 分	

注 1 該当する項目を「○」で囲むこと。

2 「備考」欄は、共犯者の氏名及び留置施設、勾留場所の変更、公判の時間及び場所、送致後の処分予定、個別護送の到着時間、荷物の有無等を記載すること。

様式第4号（第5の5の(5)のア関係）

被護送者・書類引継書

護送区分		☐ 集中（順送） ☐ 個別		引継者	㊟	引受者	㊟
		☐ 集中（逆送） ☐ 個別		引渡者	㊟	引受者	㊟
引継年月日		年 月 日 （ 曜日）					
要請所属		警察署（課・隊） （事件取扱所属）					
被 護 送 者	留置種別	☐ 勾留前 ☐ 勾留後 ☐ 被告人 ☐ その他（ ）					
	フリガナ				年 齢	性 別	
	氏 名				歳	☐ 男 ☐ 女	
	罪 名	（手口： ）					
	引継理由	☐ 送致 ☐ 勾留請求 ☐ 検事調べ ☐ 公判出廷 ☐ 移送 ☐ その他（ ）					
関 係 書 類	被留置者	フリガナ			年 齢	性 別	
		氏 名			歳	☐ 男 ☐ 女	
		罪 名	（手口： ）				
	書 類	☐ 送致書 ☐ 拘置所等移送時引継書 ☐ 勾留状 ☐ 資料 ☐ その他（ ）			検察庁受領者		㊟
備 考							

注 □については、該当する項目に「レ」を付し、又はその項目を塗りつぶすこと。